

公営競技納付金だより

(2023.9 | 第168号)

「公営競技納付金」は、地方公共団体が開催している、地方競馬、競輪、オートレース、競艇（ボートレース）の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付していただく制度です。

機構では、公営競技納付金を全額「地方公共団体健全化基金」として積立を行い、この基金の運用益などを活用して、地方公共団体への貸付金（融資）の金利を低く抑えています。

公営競技納付金と地方公共団体健全化基金は、公営競技を開催していない地方公共団体にも、公営競技の収益を還元する仕組み（いわゆる「収益の均てん化」）としての機能を果たしています。

今号では令和4年度の公営競技納付金の状況等についてお知らせします。



ボートレース下関（下関市）

【目次】

公営競技納付金の状況	1
機構特別利率（貸付利率の利下げ）について	2
地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、基金運用益の状況 ...	3
1. 地方公共団体健全化基金の仕組みと直近10年の状況	3
2. 令和4年度の地方公共団体健全化基金の状況	4
3. 令和4年度の利下げ補てん所要額、基金運用益の状況	4
機構の貸付業務について（令和4年度）	5
Q&A 納付金業務の基礎知識	6
表紙写真掲載団体（下関市）からのお知らせ	10
派遣職員の東京生活日記	11

公営競技納付金の状況

令和4年度に納付された公営競技納付金は199億97百万円となり、前年度に比べて63億5百万円(46.0%)増加しました。

➤ 直近5年の公営競技納付金の状況

(単位：百万円)

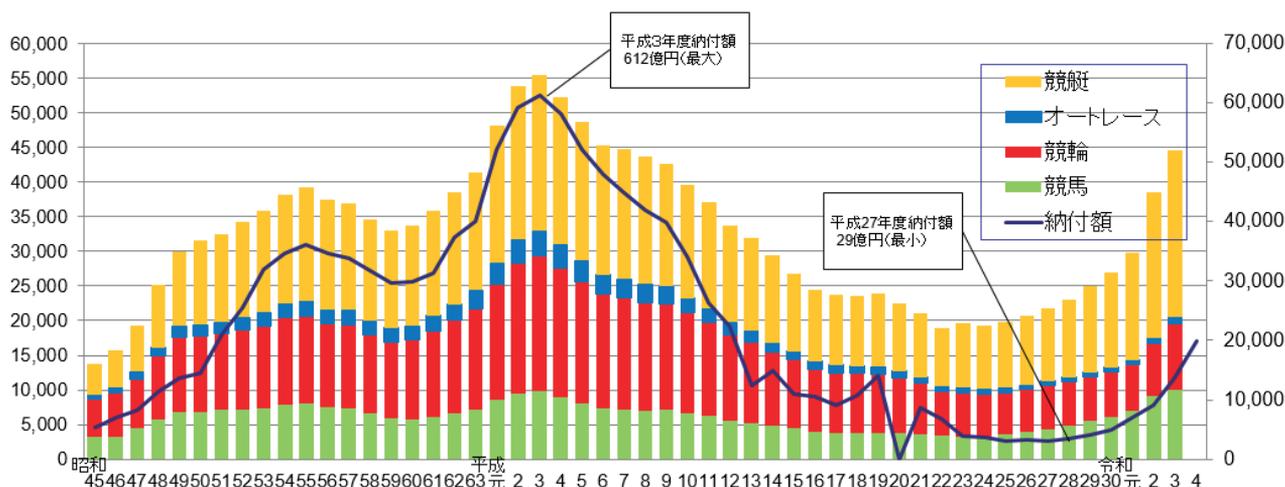
年度	H30	R1	R2	R3	R4
公営競技納付金	4,949	6,996	9,041	13,691	19,997
公営競技施行団体数 (純計)	191 団体 (H29 開催)	191 団体 (H30 開催)	191 団体 (R1 開催)	191 団体 (R2 開催)	191 団体 (R3 開催)
納付団体数	52 団体	59 団体	60 団体	86 団体	87 団体

なお、公営競技の売上額は平成3年度をピークに減少傾向が続いていましたが、近年増加に転じており、それにあわせて公営競技納付金額も増加しています。

➤ 公営競技の売上額と公営競技納付金の推移

売上額 (単位：億円)

納付額 (単位：百万円)



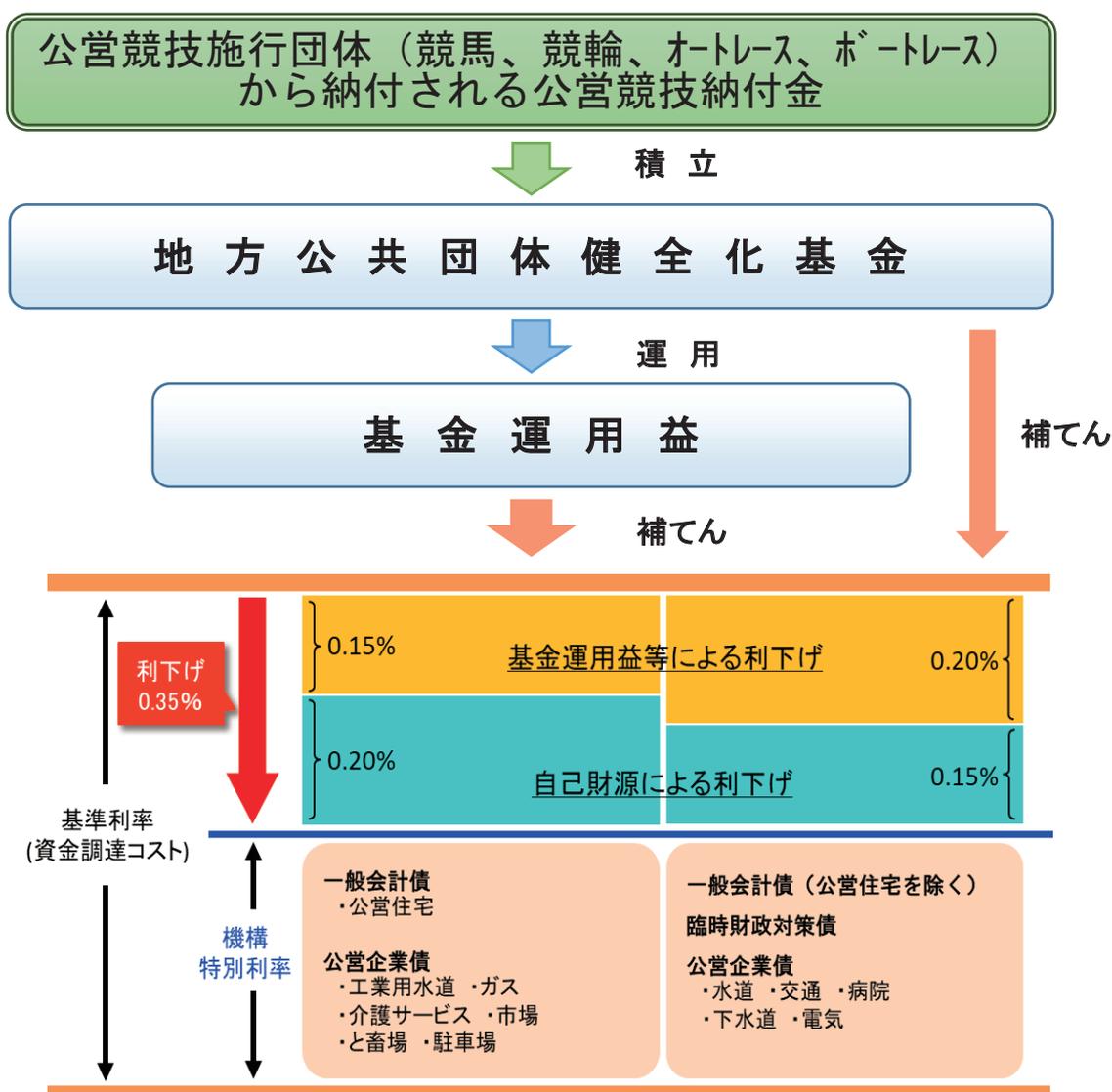
※ 平成20年度開催分から、分割納付及び還付制度(当年度売上額に基づく納付額の当年度納付及び還付)が廃止され、精算納付制度(確定した決算額に基づき算定した額を翌年度納付)になったため、平成21年度以降は売上額と納付額の年度にずれが生じています。

機構特別利率（貸付利率の利下げ）について

機構の貸付利率には、「基準利率」と「機構特別利率」の2種類があります。

「機構特別利率」は、基準利率よりも低い利率（最大0.35%の利下げ^{※1}）に設定されており、貸付対象事業のうち、港湾整備事業、観光施設事業及び産業廃棄物処理事業の3事業^{※2}を除いた事業及び臨時財政対策債に適用されています。

基準利率より利率を下げている分、機構の利息収入は減ることになりますが、地方公共団体健全化基金の運用益と公営競技納付金、機構の自己財源で補てんする仕組みとなっています。



※1 機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※2 港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、基金運用益の状況

1. 地方公共団体健全化基金の仕組みと直近10年の状況

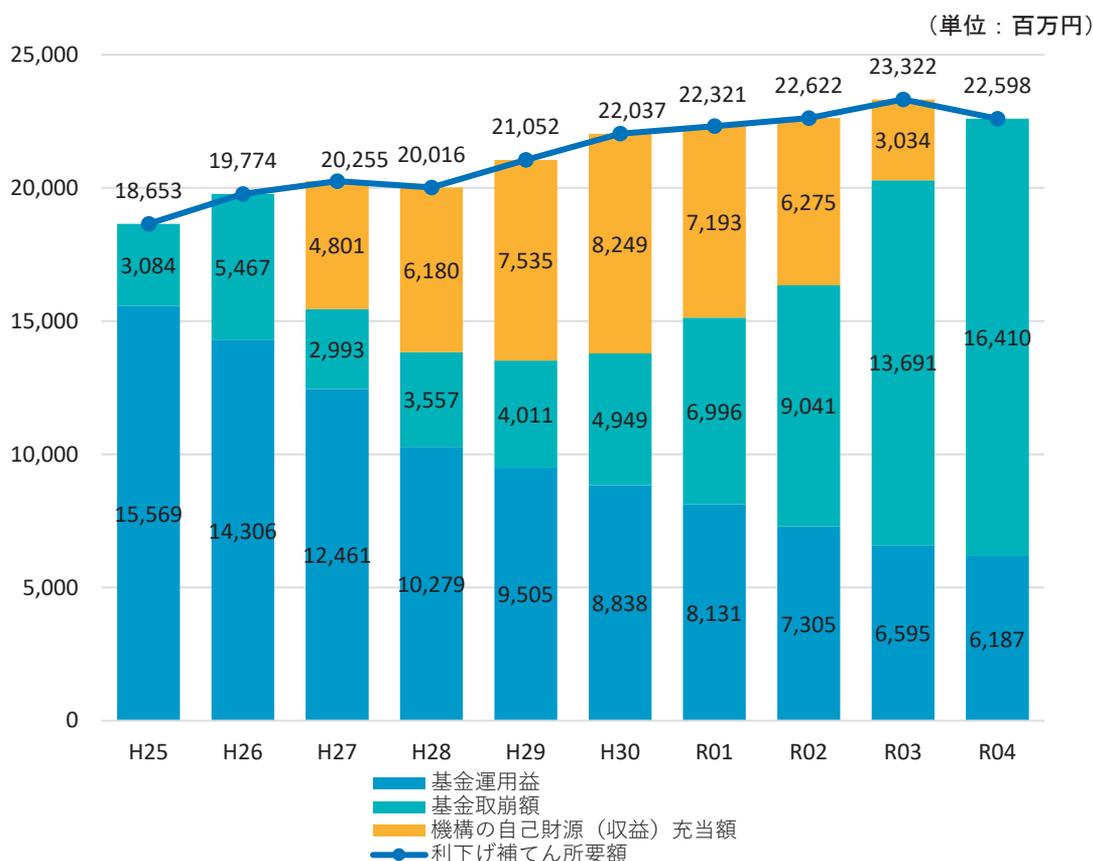
納付いただいた公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金の基本基金に全額積み立てられ、運用されます。当該年度の基金運用益は、当該年度の利下げ補てん所要額に充てられ、その余剰は地方公共団体健全化基金の組入基金に積み立てられます。

利下げ補てん所要額に基金運用益を全額充当しても不足が発生する年度には、組入基金の積立金、基本基金の積立金（当該年度の公営競技納付金の納付額を限度とする）の順に地方公共団体健全化基金の積立金を取り崩して、利下げ補てん所要額の不足分に充てることとされています。

下のグラフは直近10年の地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、基金運用益等の推移を示したものです。

近年、低金利の影響で基金運用益が減少しており、令和4年度の基金運用益は10年前の約4割程度の水準となっています。組入基金の積立金が平成26年度の取り崩しで0となって以降は、基本基金の積立金を限度額まで取り崩し、それでも利下げ補てん所要額の不足分を全て補うことができないため、機構の自己財源（収益）を充当する状況が令和3年度まで続きました。

➤ 地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、基金運用益等の推移



2. 令和4年度の地方公共団体健全化基金の状況

令和4年度の地方公共団体健全化基金の年度末残高は9,238億73百万円となり、前年度に比べて35億86百万円（0.4%）増加しました。これは、公営競技納付金の増加等により、基本基金の積立金の取崩額が当該年度の公営競技納付金の納付額の一部に留まったためです。基金残高の増加は、平成24年度末以来10期ぶりとなります。

3. 令和4年度の利下げ補てん所要額、基金運用益の状況

令和4年度の利下げ補てん所要額は、225億98百万円でした。

基金運用益は61億87百万円となっており、基金運用益のみでは利下げ補てん所要額を満たせなかったため、基本基金から、当該年度の公営競技納付金の納付額の一部である164億10百万円を充当して不足分を補いました。

低金利の影響により基金運用益は減少傾向であり、運用の原資である基本基金の積立金を取り崩さなければならない状況が続いています。

➤ 地方公共団体健全化基金、利下げ補てん所要額、地方公共団体健全化基金の運用益等の状況

（単位：百万円）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
利下げ補てん所要額	22,037	22,321	22,622	23,322	22,598
基金運用益	8,838	8,131	7,305	6,595	6,187
【再掲】公営競技納付金 （当該年度納付分）	4,949	6,996	9,041	13,691	19,997
地方公共団体健全化基金 （基本基金）を取り崩し、 利下げ補てん所要額へ 充当した額	4,949	6,996	9,041	13,691	16,410
自己財源充当額（※）	8,249	7,193	6,275	3,034	—
地方公共団体健全化基金 増加額	—	—	—	—	3,586
地方公共団体健全化基金 （年度末残高）	920,287	920,287	920,287	920,287	923,873

（注）表示単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合があります。

※「自己財源充当額」は、利下げ補てん所要額に対して、基金運用益と基本基金の積立金（当該年度の公営競技納付金の納付額を限度とする）を充てても足りない部分を、機構の自己財源（収益）から補っている額です。

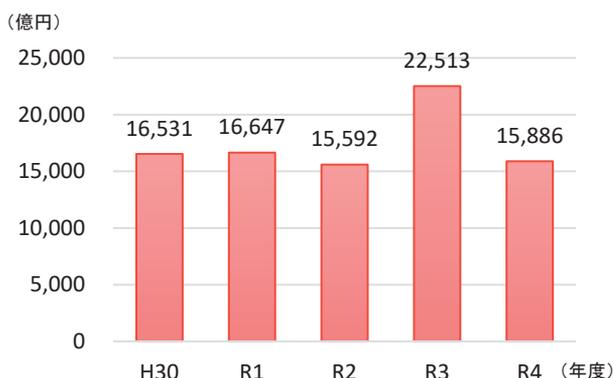
機構の貸付業務について（令和4年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与しています。

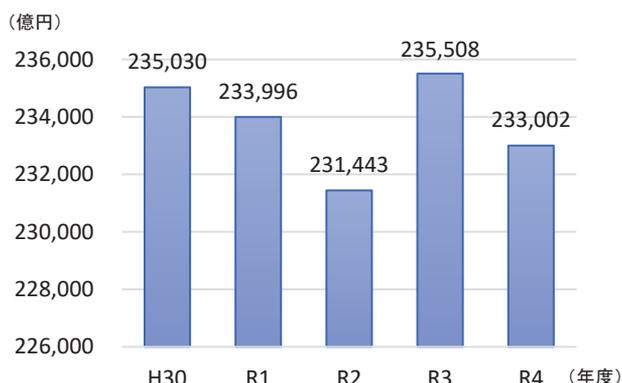
また、令和4年度末における貸付残高は約23兆3,002億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の28.5%を占め、次いで臨時財政対策債25.6%、水道事業12.8%の順となっています。

1. 貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】



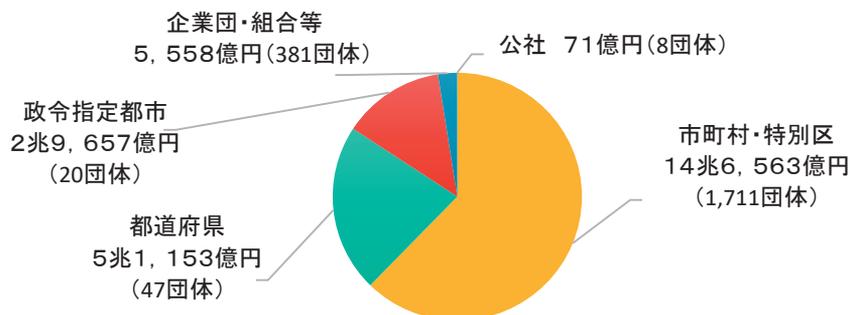
【貸付残高の推移】



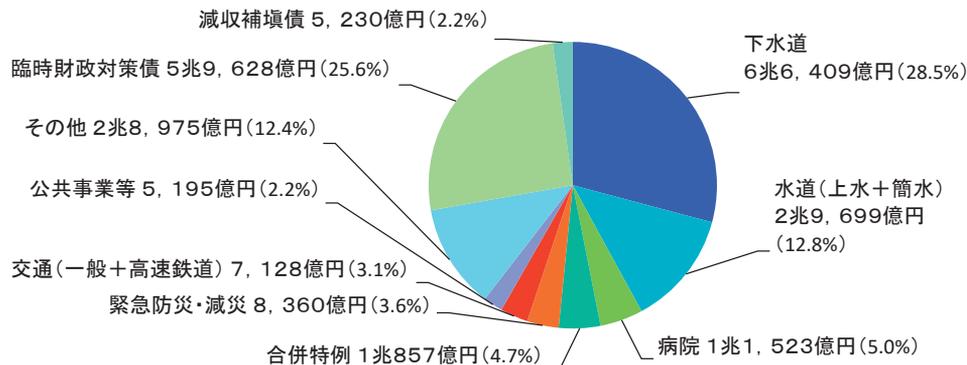
2. 貸付残高 23兆3,002億円（令和4年度末）

【団体種別貸付残高（受託貸付を除く）】

※（ ）内は貸付団体数（2,167団体）



【事業別貸付残高（受託貸付を除く）】



※四捨五入のため、計が一致しない場合があります。

Q&A 納付金業務の基礎知識

このページでは、施行団体の納付金業務担当者様へ向けて、業務を実施するうえでの基礎的な知識をQ & A方式で簡単にご説明します。

Q 1 公営競技納付金の額はどのように計算するのですか。

A 1 下図のとおり、①「売上額を基礎として算出した値」と②「収益額を基礎として算出した値」を比較し、①、②のいずれか少ない金額に8/10を乗じた額が納付額となります。

➤ 公営競技納付金の計算方法

以下のとおり算出したいずれか少ない額に8/10を乗じた額を納付

① 売上額を基礎として算出するもの(地方財政法施行令附則第2条第1項)

$$(\text{売得金又は売上金} - 40\text{億円}) \times 1.0\%$$

② 収益額を基礎として算出するもの(地方財政法施行令附則第2条第1項ただし書き)

収益の額 - 7千万円 (調整後収益額)	売上額250億円以下	× 50%	× 調整後収益率 (調整後収益額/売上額)
	売上額250~350億円	× 40%	
	売上額350~450億円	× 30%	
	売上額450~550億円	× 20%	
	売上額550~650億円	× 10%	

※なお、累計赤字がある場合は、②が0となり、納付額も0となります。

(公営競技納付金の納付に関する規則第2条)

Q 2 公営競技納付金の計算に使用する「収益」とはなんですか。

A 2 公営競技納付金の納付に関する省令第1条の加算項目から控除項目を除いた金額です。言い換えると、下の「決算書イメージ図」のとおり、「事業内収入」から「事業内支出」を除いた金額です。

➤ 収益の計算方法

以下のとおり算出(公営競技納付金の納付に関する規則第1条)

㉔他会計繰出金・構成団体配分金 ㉕公営競技納付金 ㉖事業外支出 (公営競技の開催・施行等に直接必要な経費以外の額)	-	㉗実質赤字の額 ※黒字の場合は、マイナス計上 ㉘事業外収入 (公営競技施行に伴う収入以外の収入)
--------------------------------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------

➤ 決算書イメージ図

区分	収入	支出	差引
事業内	70	64	(収益)6
事業外	(㉘)30	(㉔~㉖)26	4
計	100	90	(㉗)10

Q 3 「事業内収入」とはなんですか。

A 3 公営競技会計に収入した金額のうち公営競技の施行に伴う収入に係る金額を指します。

Q 4 「事業内支出」とはなんですか。

A 4 公営競技会計から支出した金額のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額を指します。

Q 5 A 4 の「これに充てるために積み立てたもの」とはなんですか。

A 5 将来「公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費」に充てることを予定している金額を、使途目的を定めて基金や建設改良積立金等に積み立てたものを指します。

当該積立金の使途目的が特定できないものは、「使途目的を特定しない積立金」として、事業外支出と取り扱われています。

Q 6 財政調整基金の積立金を「公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費」に充てるために取り崩して使用しました。

この場合の取崩額は事業内収入、事業外収入のどちらに該当しますか。

A 6 事業外収入に該当します。

積立金については、積み立てを行った年度の使途目的を確認して事業内か事業外かを判断するため、財政調整基金の積立金の使用は、取り崩して使用する年度時点の使途目的の如何に関わらず、事業外収入になります。

Q 7 決算書に原本証明や押印は必要ですか。

A 7 不要です。

令和3年度算定以降、全ての書類を電子媒体でご提出いただくこととしており、原本証明も押印も不要としております。

Q 8 決算書の提出にあたって注意すべき点がありますか。

A 8 公営競技納付金の算定に用いた数値と決算書の数値が一致していることを確認するために決算書の提出をお願いしておりますので、一部を抜粋して提出される場合には、公営競技納付金の様式に記載すべき箇所が網羅されていること（抜粋漏れがないこと）を必ずご確認ください。

また、提出書類の送付時点において、当該年度の決算に関して議会の議決が済んでいない場合には、地方公共団体の長に提出したもの又は議会に提出したものと同一決算書（案）を提出してください。提出後、変更が生じた場合は、必ず修正後の決算書（案）を再提出してください。

議会において決算の議決がなされた場合は、議決後の決算書を提出してください。

Q 9 決算書以外の書類提出にあたって特に注意すべき点がありますか。

A 9 近年の事例では、決算書等記載内容の根拠資料の提出漏れが散見されます。具体的には、

- ・ 雑収入、雑支出、その他といった項目の内訳
- ・ 寄付金の目的、金額等が確認できる資料
- ・ 負担金、補助金、交付金の支出先及び金額を記載した一覧表

です。これらに該当がある場合は忘れずに提出をお願いいたします。

Q 10 様式は過年度のものを使用してもいいですか。

A 10 年度によって様式の数式等を修正している場合がありますので、必ず最新の様式を使用してください。

Q 11 機構にお問い合わせする際に注意すべきことはありますか。

A 11 メールにてお問い合わせいただく際には、担当者個人のメールアドレスではなく、公営競技納付金専用アドレス（noufukin@jfm.go.jp）宛てにご連絡いただけますようお願いいたします。

Q 12 公営競技納付金の納付期限はなにで定められていますか。

A 12 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第2条第5項で、11月30日に機構に納付することと定められています。

公営競技納付金の納付期限は、令和5年11月30日（木）です。

※開催年度後3年度内の各年度に均等に分割して納付することもできます。

[ボーンランドプロデュース]
日本最大級屋内外併設施設
BOAT KIDS PARK

Mooovi モオビ

下関



 **BOAT RACE 下関**

〒752-8511 山口県下関市長府松小田東町1-1
☎083-246-4058

Mooovi下関
公式HP



Mooovi下関
CM動画



派遣職員の東京生活日記

納付金だよりをよりたくさんの人に読んでもらいたい、より身近に感じてもらいたいということで、今回の納付金だよりから、地方からの派遣職員が「派遣職員の東京生活日記」を書くこととなりました。初めての試みであり、何を書けば良いのか迷いに迷いました。また、先輩からもおもしろく書けばいいんだよと言われ、さらにハードルが上がってしまいました。拙い文章になるかと思いますが、気楽に読んでいただけたらと思っています。

私は、機構経理課在籍2年目で、鳥根県から派遣されております。東京で働くことも住むことも初めてでした。東京に来てまず思ったことは、人が多いということです。どこに行っても人がいて、列を作っている光景をみると、さすが東京だなと思っています。

鳥根県の人口は約65万人であり、東京の人口の20分の1ほどしかありません（東京都の人口約1,400万人）。ただ、人口の少ない鳥根県も人口？が一時的に多くなる時があります。旧暦10月は、全国的には「神無月」と言いますが、鳥根県では「神在月（かみありづき）」と呼びます。全国の神様が縁結びの会議をするために、出雲大社に集まってくるためです。なので、全国の八百万（やおよろず）の神様が鳥根県にやってくる「神在月」は、神様の数を含めると（八百万（やおよろず）を800万とみて）、人口ないし神口？が約865万人となります。一時的ではありますが、大阪府に次ぐ規模となります！

さて、鳥根県の話で脱線してしまいましたので、私の話に戻します。私は、機構で公営競技納付金の算定業務をしておりますが、未だかつて公営競技を観戦したことがありませ

んでした。鳥根県に公営競技がないこともあって、あまり身近に感じていませんでした。しかし、公営競技納付金の算定業務をするのにも関わらず、公営競技を一回も観戦したことがないのもなあと思っていました。その上、家にいることが好きな私は、あまり東京の街に出たり、遠出をしていなかったこともあり、この状態を知った派遣元からは、「外に出なさい」と言われてしまいました。さすがにこのままではまずいと思い、職場の先輩と後輩とともに公営競技を観戦しに行くことになりました。

まず、競馬です。競馬はテレビで見たことはある程度で、知識もゼロ、馬券を買うのも初めてでした。何か勉強して行こうと思いましたが、何も知らない方が逆に当たるのではないかと思い、無知な状態で馬券を買いました。結果としては、、外れてしまいました（かすりもしませんでした、、）。やはりある程度は知識がないとだめだなと痛感しました。ちなみに一緒に行った後輩が当たっていました（よほどうれしかったようで、大きな体でぴょんぴょん飛んでいました。）。

次に、競馬よりも当たりやすい言われているポートレースを見に行きました。今度こそはと思ったら、500円が5,000円になりました！！

とてもうれしかったので、今年はとても良い一年になりそうです。

私の東京生活はまだまだ続くので、東京でしかできない経験を積んでいきたいと思っています。もちろん、これからも様々な公営競技を観戦する予定です。

来年もこのページが続くと思います。来年は後輩が面白い！文章を書くと思うので、みなさま、ご期待ください！！



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

公営競技納付金等についてのお尋ね、ご連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 地方公共団体金融機構管理部経理課

TEL : 03 (3539) 2685 ☆ FAX : 03 (3539) 2613 ☆ ホームページ : <https://www.jfm.go.jp/>

公営競技納付金専用アドレス : noufukin@jfm.go.jp